

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア
オフィスからの報告IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクターたけむら みつひろ
竹村 光広

はじめに

本稿では、昨年 10 月から 12 月までの IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの主な活動を紹介します。

外部講演

この期間中、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスでは、いくつかの外部講演を引き受けました。

まず、10 月 11 日に同志社大学商学研究科のワークショップで、大学院生及び学部生向けに「IFRS 財団のミッションと基準設定プロセス」というタイトルの講義を行いました。この講義では、「世界の金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらす IFRS 基準を開発する」という IFRS 財団の公益のミッションを説明し、それを実現するために、IFRS 財団では 3 層のガバナンス構造と厳格なデュープロセス（適正手続）が定められていることを説明しました。その上で、2001 年に国際会計基準審議会（IASB）が創立されてから現在に至るまで IASB が請け負ってきた主要なプロジェクトと、現在最も注力されているプロジェクトにつ

いて説明しました。

10 月 26 日には、日本証券業協会が開催するアジア証券人フォーラムに登壇し、IFRS 財団のミッション、東京にある IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの役割、アジアにおける IFRS 基準の採用状況、さらには日本における IFRS 任意適用企業拡大促進の現状を説明しました。

11 月 21 日には、証券アナリストなど財務諸表利用者を中心とした自主的な勉強会である企業価値研究会に招待され、そこで IFRS 財団や IASB の概要、IFRS 基準の世界での利用状況、さらに IASB の投資家エンゲージメント活動状況に関して説明しました。その上で、2016 年 11 月に発表された、IASB の今後 5 年間の作業計画の中から、特に投資家が関心を持っていると思われる項目、すなわち、最近開発された新基準（金融商品、収益認識、リース及び保険契約）の導入支援と、「財務報告におけるコミュニケーションの改善」というテーマで取り組んでいる IASB のプロジェクトについて説明しました。

IFRS 財団アジア・オセアニア
オフィス訪問

12 月 6 日にインドネシア証券取引所の職員 2

名がIFRS財団アジア・オセアニアオフィスを訪問しました。インドネシア証券取引所は、現在、XBRLを使った財務情報の電子報告制度の導入を検討しており、欧州や米国でも利用されている、当財団のIFRS Taxonomyに興味を持っています。IFRS財団アジア・オセアニアオフィスでは、インドネシア証券取引所からの来訪者に対して、一般的なオフィス紹介の後、ロンドン本部のTaxonomy担当者とテレビ会議を繋ぎ、インドネシア証券取引所の方との意見交換会を開催しました。意見交換会では、インドネシア証券取引所の職員がホワイトボードを使って、彼らの計画におけるいくつかの選択肢と、それらのメリット・デメリットを比較説明し、それぞれに関してIASBの担当者が意見を述べるなど、たいへん活発な議論が行われました。

日中韓三カ国会計基準設定主体会議

11月27日に中華人民共和国杭州市で、日中韓三カ国会計基準設定主体会議が開催されました。IFRS財団アジア・オセアニアオフィスからも筆者が同会議に出席しました。会議は中華人民共和国財政部会計司司長のYibin Gao氏による開会の挨拶に続き、日本、韓国、中国、香港、マカオの順に、各国又は各地域における会計基準の開発及び適用の状況が報告されました。また、その後のテクニカル・セッションでは、各国における会計基準適用上の問題点と、その検討状況についてディスカッションが行われました。日本からは、企業会計基準委員会(ASBJ)によりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用する上で生じる実務上の問題点について、日本での検討状況が説明され、他の参加国及びIASBとの議論が行われました。また、のれんに関しても、ASBJが実施

したりサーチ結果の報告と、それに基づく意見交換が行われました。

韓国からは、韓国会計基準委員会(KASB)が実施したIFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビューの結果が報告されました。KASBでは、IASBが実施しているIFRS第13号の適用後レビューのタイミングにあわせて、他国と経験の共有をする目的で、IFRS第13号の適用に関する学術文献レビュー、韓国における上場企業の公正価値に関する開示例の検討、会計処理方法の不統一に関するアンケート調査及び関係者へのインタビューを実施しました。これらの手続の結果、KASBは、IFRS第13号が公正価値に関する財務情報を改善するという当初の目的を達成したと結論づけていますが、その一方で、公正価値の見積りに当初想定していたよりも多くのコストがかかっていること、公正価値の見積りに裁量が入ること、財務情報の有用性が損なわれる場合があること、レベル3の感応度分析や期首残高から期末残高への調整表に関する財務諸表利用者の理解度が低いことなどの課題も指摘しました。

最後に中国からは、新しい保険会計の導入に関する報告が行われました。中国会計基準では、2009年に導入された新保険会計により、既に保険債務が現在価値で測定されています。しかし、この中国の保険会計基準はIFRS第17号「保険契約」と全く同じではなく、違いもあります。中国会計準則委員会のリードで、参加各国におけるIFRS第17号との違い、IFRS第17号を適用する上での課題、それらに対する意見について活発な議論が行われました。

AOSSG 年次総会

11月29日と30日に開催されるアジア・オ

セアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) の年次総会に先立って、11月28日にワーキンググループが開催されました。今回のワーキンググループでは、テクニカルトピックとして「資本の特徴を持つ金融商品」と「共通支配下の企業結合」の2つが簡単に説明されたあと、残りの多くの時間が昨年5月にIASBが公表したIFRS第17号「保険契約」の教育セッションに当てられました。

IFRS第17号「保険契約」の教育セッションでは、IASBで保険プロジェクトを担当するJoanna Yeohが登壇し、新しい保険会計の基本的なアプローチ、IFRS第9号との関係、直接連動の有配当契約に対する変動手数料アプローチなど、IFRS第17号の要求事項をわかりやすく1つ1つ説明しました。このセッションの参加者はすべて会計基準設定主体のメンバーですが、保険会計を担当していないメンバーもいましたので、そのようなメンバーにとってIFRS第17号をキャッチアップするたいへん良い機会となりました。保険会計に関する質疑応答は、教育セッションの後のコーヒープレイクでも続き、参加者の興味の高さがうかがえました。

11月29日と30日にAOSSGの年次総会が開催されました。年次総会では、冒頭、AOSSGの議長国が韓国から中国に交代され、新議長である中華人民共和国財政部会計司長のYibin Gao氏から就任の挨拶がありました。その後、副議長の承認手続が行われ、インド勅許会計士協会会計基準委員会のZaware委員長がAOSSGの副議長に就任されました。

AOSSG年次総会では、IASBのテクニカル・アップデートに続いて、参加各国から、自国での会計基準設定の状況報告と、いくつかのテクニカルトピックに関するプレゼンテーションが行われました。各国の適用状況の報告では、インド、スリランカ、タイ及び日本が、自

国での会計基準の設定状況についてプレゼンテーションを行いました。テクニカルトピックに関しては、オーストラリアが金融商品の開示について、中国が概念フレームワークにおける表示と開示について、韓国が基本財務諸表プロジェクトについて、香港が共通支配下の企業結合について、マレーシアが中小企業会計とイスラム金融について、そして日本と中国がIFRS適用上の実務問題について発表し、それぞれのトピックについて参加国とのディスカッションが行われました。

最後に、翌年のAOSSG年次総会をシンガポールで開催することを決定し、中国杭州でのAOSSG年次総会が閉会されました。

AFA カウンシル会議

12月8日から11日にかけて、ラオスのビエンチャンでアセアン会計士連盟 (AFA) 及び世界銀行関連のイベントが開催されました。IASBからは、IFRS財団アジア・オセアニアオフィスのアレンジで鶯地隆継理事がこれらのイベントに登壇しました。

まず、12月8日に「IFRSアドプションと財務報告の品質」をテーマとしたAFAカンファレンスが開催されました。このカンファレンスでは、鶯地理事が、中小企業向けIFRS基準の導入に関するプレゼンテーションを行いました。また、ラオスにおけるIFRS基準への移行をテーマとしたパネルディスカッションにもパネリストとして参加しました。

12月9日には、ラオス公認会計士・監査人会議所主催の「ラオスIFRSワークショップ」が開催され、100人を超えるラオスの会計士及び監査人がこのワークショップに参加しました。ワークショップでは、鶯地理事がIFRS第1号「初度適用」、IFRS第9号「金融商品」、

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第 16 号「リース」を解説し、それぞれについて参加者からの質問に答えました。12 月 9 日の夕刻には AFA 主催のディナーが開催され、そこで、鷺地理事が、IFRS 財団の活動計画、特にアセアンに焦点を当てた活動を説明しました。さらに、IFRS 財団が AFA や世界銀行その他のステークホルダーとどのように協力していくのかに関するディスカッションにも参加しました。

12 月 11 日午前には世界銀行主催のカンファレンスが開催され、鷺地理事が、発展途上国における IFRS 基準適用のベネフィットに焦点を当てた基調講演を行うとともに、「IFRS 基準適用の経験共有」というテーマで、パネルディスカッションの司会進行を行いました。鷺地理事は、世界銀行のカンファレンスの後、ラオスの財務省、中央銀行、証券委員会、上場企業の代表者等と面談し、その日の夜便でロンドンへの帰途につきました。

おわりに

11 月の AOSSG 年次総会や 12 月の AFA カウンシル会議など、この期間中はアジア・オセアニア地域で大きなイベントがありました。IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスもこれらの会議に参加し、地域のステークホルダーとのエンゲージメントをすることができました。また、その傍らで、本文には書いていませんが、新たなリサーチ活動にも取り組み始めました。具体的には、IFRS 適用企業の財務諸表を分析して、IFRS 適用が企業の業績に与える影響などを研究し始めました。さらに、IASB ロンドンオフィスから追加のリサーチ業務を引き受ける計画も同時に話し合っています。2018 年の春頃には、具体的な分析や実証作業に発展させたいと考えています。引き続きのご指導ご鞭撻宜しくお願い申し上げます。